

○厚生労働省令第九十四号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第三項及び第六条第一項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附則 第三条 (略)</p> <p>(生活困窮者住居確保給付金に関する暫定措置)</p> <p>第四条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)に伴う経済情勢の変化に鑑み、当分の間、第十条第五号の適用については、同号中「公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指した求職活動」とあるのは、「誠実かつ熱心に求職活動」とする。</p>	<p>附則 第三条 (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

## 住居確保給付金 今回の改正に関するQA (vol4)

※ 下線部が追加した部分。

この資料は、特に、今回の改正に関する内容等特に留意が必要な点について問答形式でまとめたものである。

(当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないこと)

Q1. 収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、とは具体的に何を指すのか。

A. 経済社会情勢の変動等により当該個人の意思にかかわらず、雇用主や発注元から勤務日数や就労機会の減少を余儀なくされた場合を指し、自らの意思で勤務日数を減らす、就労時間を減らして余暇に充てる等の場合は除かれる。

(離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合)

Q2. 当該個人の就労の状況が離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合、とは具体的に何を指すのか。

A. 雇用で就業している方については、本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合を指し、雇用以外の形態で就業している者については、本人の責めによらない理由により、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定している。

(例1) フリーで活動しているスポーツジムインストラクターにおいて、契約しているスポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となった。(スポーツジムのシフト表等で確認)

(例2) フリーで通訳をしている者において、参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となった。(イベント中止のチラシ、通訳として参加予定だったことが分かるメールの写し等で確認)

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。(事業所が休業となったことが分かるHPの写し等で確認)

(例4) 旅館業を営んでいる者において、自粛のため宿泊客からキャンセルが相次いだ。(予約キャンセルのメールの写しや電話予約の場合は予約時とキャンセル時の電話受付メモ等又は「申立書」で確認)

上記は例示であるところ、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いする。

- ※ 「同等程度」については、勤務日数や勤務時間が全くなかったことまでを求めるものではなく、元々の就労状況なども考慮した上で個々人の状況に応じて判断することが必要である。加えて、収入要件や資産要件に適合しているか確認するほか、収入や資産の減少状況等から、住居を失うおそれにある場合に該当するかという点も勘案して総合的に判断するものとする。

#### （「離職又は事業を廃止した場合と同等程度」の確認方法）

Q3. 勤務シフトの減少等をどのように確認するのか。

- A. 雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等により、個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とする。この他、社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できるところであり、さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能である。

#### （申請日の属する月）

Q4. 申請日の属する月において就労の状況が離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある場合について、申請日の属する月とどこを比較するのか。

- A. 勤務日数等について、申請日の属する月とその前月等を比較することを想定している。例えば、前月は週4～5日の勤務シフトであったものが、今月は週2～3日以下に減少した場合等を指す。なお、必ずしも前月から減少している場合のみでなく、例えば2か月前から減少しており、その状態が当月まで続いている場合や、フリーランス等で業務量が一定していない就労形態の場合、3か月間の平均受注量と比較し、減少している場合等も該当する。

#### （離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある者の求職活動）

Q5. 離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある者（離職又は廃業に至っていない者）においても求職活動を要件とするのか。

- A. 住居確保給付金は、住居を失った又は失うおそれがある方に対し、所要の求職活動等を要件に家賃相当額を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を支援することを目的としている。

したがって、今般住居確保給付金の対象者として拡大した、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至っている方においても、一定

の求職活動をしつつ就労自立を目指すというその趣旨は同様である。一方、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による就労環境の変化等を踏まえ、既に求職活動の要件については緩和し、例えば、月2回以上求めていた公共職業安定所への職業相談等について自治体の判断で回数を減らすことができるようにするなど、各自治体の柔軟な対応をお願いしている。更に、今般の省令改正とあわせて、公共職業安定所に対する求職の申し込みについて、当面の間、不要としている。(※)

この求職活動については、現在の就業先について離職又は廃業することを必ずしも前提とするものではなく、例えば、現在の就業先と併せて新たな雇用先を探すことなども含めて検討する場合を認めるなど、各自治体において新型コロナウイルスの感染の影響や雇用情勢等も踏まえて、柔軟に対応いただきたい。  
(参考)

法第3条(定義)

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

※ 4月30日改正

(離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある者の常用就職)

Q6 離職又は事業を廃止した場合と同等程度の状況にある者の常用就職とは、当該個人の本来の職業において、就労の状況が以前と同じ状態に戻った場合も含めるのか。

A. 含める。この場合、就労の状況が以前と同じ状態に戻り、かつ、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた時に、住居確保給付金の支給は中止することとなる。

(雇用契約のない者)

Q7. フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方について、住居確保給付金を受けられるのか。

A7.

○ 住居確保給付金は、生活困窮者の自立を支援するという観点から、その支給に際して満たすべき条件の一つとして求職活動要件を設定している。

- この求職活動要件については、今般の新型コロナウイルス感染症による影響等を踏まえて、当分の間、ハローワークへの求職申込みについては不要としている。(※)
- フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方については、その状況は多様であるため、自立相談支援機関等と定期的（当分の間、月1回）にやりとり等をしながら、住居確保給付金の支給を受け、自立に向けた活動を行っていただきたいと考えている。その際、本人の意向や状況に応じ、雇用契約によらない現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応も可能である。
- したがって、フリーランスや自営業者など雇用契約によらない就業形態の方から相談があった場合には、本給付金の支給要件として雇用契約によらない現在の就業を断念していただくものではない旨を丁寧に説明するよう、改めて留意いただきたい。

※ 4月30日改正

#### **(外国人)**

Q8 外国人は、支給対象者となるのか。

A 支給にあたっては、いわゆる国籍条項は存在せず、日本国籍の方と同様、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象となる。

#### **(学生)**

Q9 学生は、支給対象者となるのか。

A 学生は、一般的には、支給要件である「離職等前に、主たる生計維持者であったこと」(事務マニュアル2(1)③)や「就職の意欲がある者」(事務マニュアル2(1)⑥)に該当しないため、基本的には支給対象者とならないと考えられる。ただし、世帯生計の維持者であり、定時制等夜間の大学等に通いながら、常用就職を目指す場合などは、支給対象者になると考えられる。

#### **(内定取消を受けた学生)**

Q10 内定取消を受けた学生は、支給対象者となるのか。

A、世帯生計の維持者であり、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合であれば、支給対象者になると考えられる。

(新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金・融資の取扱いについて)

Q12 収入、資産として算定すべきか。

A12 いずれも収入・資産には算入しない。

(店舗兼住宅)

Q13 店舗兼住宅を賃借し自営業を行っている者について、住居確保給付金の対象となるか。

A13 住居分については、住居確保給付金の支給対象となる。契約書に店舗分と住居分が区別され、記載されていれば当該住居分が対象となる。そのような記載がなければ面積按分等を行って住居分を算出することも差し支えない。なお、店舗兼用住宅としての家賃を事業経費としている場合及び賃借人が法人である場合は、住居確保給付金の対象とならないので注意すること。

(プランの作成について)

Q14 住居確保給付金の申請者について、支援プランを作成・決定する必要があるか。

A14 今般の社会経済情勢に鑑み、手続きをできる限り簡潔に、かつ迅速に進めるため、住居確保給付金の支給のために、プランを作成することは求めない。なお、住居確保給付金とともに家計改善事業を利用する場合等必要な場合にはプランを作成することは差し支えない。

(申請に必要な書類)

Q15 申請時に必要な書類は何か

A15 申請書(省令様式1-1)、本人確認書類、収入の状況等がわかるもの、離職・廃業を示す書類又は収入を得るための機会が減少していることがわかる書類、資産のわかる書類のみである。申請時に、これ以外の書類を求めることは適切ではなく、例えば、「収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少している者」について、公共職業安定所への来所を求め、「求職申込み・雇用施策利用状況確認表」の記入・提出を求めることも不要である。

なお、申請時（初回）に様式 2-1 又は 2-2（入居（予定）住宅状況報告書）及び賃貸借契約書の写しを同時に提出させても差し支えない。この場合、各様式は WEB 等に予め掲載し、その記載例等は丁寧に教示しておくこと。

#### （再支給）

Q16 過去に住宅手当または住宅支援給付を受けた者は、再支給要件を満たす必要があるか。

A16 困窮法施行前の住宅手当または住宅支援給付を受けた者は、4月20日以降、住居確保給付金については改めて申請することができ、支給後は、新たに雇用された企業等において、解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く）された者が再支給の対象となる。

# 住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれが生じている方々について、原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。



申請できる方は

これまで

離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

**4月30日からはさらに使いやすく**

**ハローワークへの求職申込みが不要に**

住居確保給付金申請のご相談は  
最寄りの自立相談支援機関まで

**自立相談支援機関一覧**

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

スマートフォン・タブレットはこちらから→





## よくあるお問い合わせ

Q. 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがあるとは  
どういうことですか？

A. 本人の責めによらない理由により、勤務日数や勤務時間が減少した場合や、就労の機会が大幅に減少し、経済的に困窮した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

(例1) スポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となったスポーツジムインストラクター

(例2) 参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となったフリーの通訳者

(例3) アルバイトを2つ掛け持ちしていたが、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった者。

(例4) 自粛により宿泊のキャンセルが相次いだ旅館業を営む者

なお、上記は例示ですので、これを目安として、自治体において柔軟な対応をお願いしています。



Q. 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し住居を失う  
おそれがあることの確認方法はどうすればいいでしょうか？

A. 雇用労働者の場合は、労働条件が確認できる労働契約書類と勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表等。

個人事業主においては、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類や、請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等とします。

社会福祉協議会で実施されている特例貸付が行われたことがわかる書類等も活用できます。

さらにこのような書類がない場合は申立書の活用も可能です。

Q. フリーランスで暮らしており、仕事が激減しました。  
住居確保給付金を受けられますか？

A. 可能です。フリーランスや自営業者の方については、本人の意向や状況に応じ、現在の就業形態を維持しつつ、それに加えて、例えば、アルバイトなどの短期的な雇用で当面の生活費をまかなうといった対応もできます。  
現在の就業を断念していただくものではありません。

「住居確保給付金の支給事務の取扱問答 2020-03」（抜粋）

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000623740.pdf>)

問 4 (2) - 1 (支給日)

住居確保給付金は月ごとに支給することになっているが、支給日はいつになるのか。

また、不動産媒介業者等が、対象となる家賃に対して、前月支給を求めた場合の対応如何。

答 支給日については、対象となる家賃に対して、前月支給でも当月支給でも可能であり、不動産媒介業者等とも調整の上、決定していただきたい。

問 4 (3) - 2 (住居確保給付金の振込先)

住居確保給付金の振込先については、「入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2 - 1）」において、「貸主又は貸主から委託を受けた事業者」となっているが、「委託を受けた事業者」には家賃保証会社も含まれるとの認識で差し支えないか。

答 貸主との契約があるという前提ではあるが、「委託を受けた事業者」には、不動産媒介業者のみならず、家賃保証会社、住宅管理会社、サブリース業者も含まれる。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

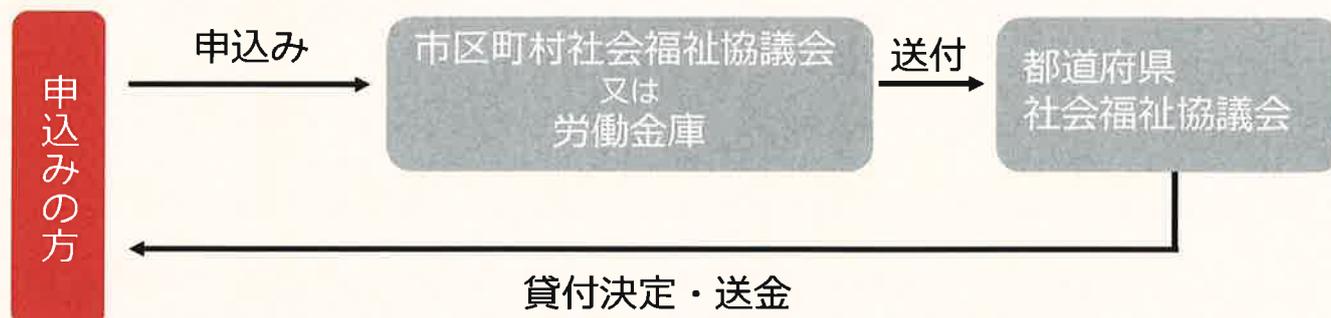
## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。

### 貸付手続きの流れ



※ 労働金庫で申込みを受け付けるのは緊急小口資金のみであり、総合支援資金についてはお住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

### ●お申込み先

お住まいの市区町村社会福祉協議会（3月25日から受付）

又は

お住まいの都道府県の労働金庫（4月30日から受付）

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター  
のご案内

0120-46-1999

受付時間：09：00～21：00（土日・祝日を含む）

## 主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したものの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

### ■貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
  - 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
  - 世帯員に要介護者がいるとき
  - 世帯員が4人以上いるとき
  - 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
  - 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
  - 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

### ■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

### ■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

### ■申込先

市区町村社会福祉協議会  
又は  
お住まいの都道府県内の  
労働金庫

## 主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

### ■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
  - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

### ■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

### ■償還期限

10年以内

### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

### ■申込先

市区町村社会福祉協議会

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

事務連絡  
令和2年4月30日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課  
住宅総合整備課

### 住居を失うおそれが生じている方への支援について（その3）

平素より、住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中では、離職又は廃業された方に加えて、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方へ支援を拡大することが重要です。これまでも、関連した事務連絡を発出しているところですが、今般、4月30日に厚生労働省が省令改正を行い、住居確保給付金の要件が緩和されました。

つきましては、下記事項に留意の上、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、民生部局等と連携し、住居を失うおそれがある方の居住安定確保を図っていただきますようお願い致します。

なお、管下市町村の住宅部局にも周知願います。また、以下送付先一覧に示す賃貸住宅関係団体及び不動産関連団体に対しては、別途周知していることを申し添えます。

### 記

#### 1 住居確保給付金の求職活動要件の緩和について

これまで、「住居を失うおそれが生じている方への支援について（その2）」（令和2年4月21日付け国土交通省住宅局安心居住推進課・住宅総合整備課事務連絡）を発出し、住居確保給付金の支給対象の拡大についてお知らせしているところです。

さらに、「生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第94号）（同年4月30日公布・施行）（別添1）により、4月30日より申請時のハローワークへの求職申込が不要となっております。また、別添2のとおり「住居確保給付金 今回の改正に関するQAvol14」が、別添3のとおりリーフレットが、更新されています。

つきましては、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人に周知いた

だくとともに、引き続き、生活困窮者自立支援制度主管部局、居住支援協議会及び居住支援法人と連携のうえ、拡充された住居確保給付金、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報や、公営住宅をはじめとした公的賃貸住宅等の提供に努めること等により、住まいに不安を抱える方からの相談への対応や、住まいに困窮する方への支援を積極的に進めていただくようお願い致します。

## 2 住居確保給付金の振込先について

住居確保給付金の振込先については、従来より、貸主の他、「貸主から委託を受けた事業者」として宅地建物取引業者のみならず、家賃債務保証業者、賃貸住宅管理業者、サブリース業者も認められています（別添4：「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」問4（3）－2（住居確保給付金の振込先）参照）ので、改めてご承知おきください。

また、住居確保給付金の支給が円滑に行われるためには、支給日や振込先の調整等に当たり、貸主、賃貸住宅管理業者、家賃債務保証業者等が連携して対応することが重要であり、生活困窮者自立支援制度主管部局や賃貸住宅関係団体・不動産関連団体等から相談があった際には、この点も踏まえ適切にご対応いただくようお願い致します。

## 3 生活福祉資金（緊急小口資金等）の特例貸付制度等について

住居確保給付金以外にも、家賃等の生活費に困窮した場合には、生活福祉資金（緊急小口資金等）の特例貸付制度等が活用可能です。また、4月30日より、市区町村社会福祉協議会に加え、全国の労働金庫へも申込が可能となっております。別添5のとおり更新されたリーフレットを添付いたしますので、必要に応じて入居者等に紹介していただくとともに、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人に対して周知いただくようお願い致します。

以上

### 【送付先一覧】

(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
(公財) 日本賃貸住宅管理協会	(公社) 全日本不動産協会
(一社) 全国住宅産業協会	(一社) 不動産流通経営協会
(一社) 不動産協会	

(参考1)

- ・「生活を支えるための支援のご案内」

働く方のみならず、国民の皆さま全体の支援策をまとめたリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf> (厚生労働省 HP)

※令和2年4月27日時点に更新されています。

(参考2)

- ・特別定額給付金

総務省による特別定額給付金（基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者1人につき10万円を給付）についてまとめたホームページ

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/gyoumukanri\\_sonota/covid-19/kyufukin.html#gaiyo](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html#gaiyo) (総務省 HP)

※よくある質問や配偶者からの暴力を理由とした避難事例の取扱い等について追記されています。